

宮崎県ヤングケアラー支援ハンドブック

～教育関係者向け～

ヤングケアラー支援には、児童福祉、教育、高齢者福祉、障がい者福祉、医療、その他保健福祉などの多岐にわたる分野・機関の連携(ヤングケアラーに気づく、つなぐ、支援する、見守る)が必要となります。このハンドブックでは、ヤングケアラーの気づきの機会が多いと思われる教育関係者向けに、ヤングケアラーについて知っていただくとともに、支援の方法例などを周知するため、基礎的なことをまとめました。今後の支援の参考としてください。

令和7年2月
宮崎県ヤングケアラー支援推進検討委員会
(事務局：宮崎県こども家庭課)

ヤングケアラーとは

ヤングケアラーとは

令和6年6月改正の「子ども・若者育成支援推進法」において、「**家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている**と認められる子ども・若者」と定義されています。

※ ここで言う「過度に行っている」とは、介護や世話をを行うことにより、子どもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）、若者においての自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、重い身体的・精神的負荷がかかっている状態のことを指します。学校と両立できる程度のもので、子どもがやらなくても生活に支障がないような「お手伝い」とは異なります。

ケアには思いやりを育む等良い面もありますが、過度な負担が続くと、友達と遊ぶなどこどもらしく過ごす権利の侵害、子ども自身の心身の健康が保持・増進されない、学習面での遅れや進学に影響が出る、就労への影響など長期的に影響があることを理解しましょう。

たとえ子どもだけに焦点をあてて支援をしたとしても、家庭全体の課題が解消されなければ、子どもの置かれた状況は改善しません。また、仮に子どもが支援を望んでいるとしても、家族が支援を拒否している場合には、子どもを支援につなげることができなくなる場合があります。

ヤングケアラー支援は家庭支援であることを理解しましょう。

本来大人が担うとされる家事や家族の世話



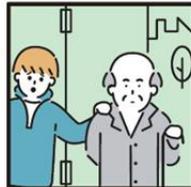
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼稚園などの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の難せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気のある家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



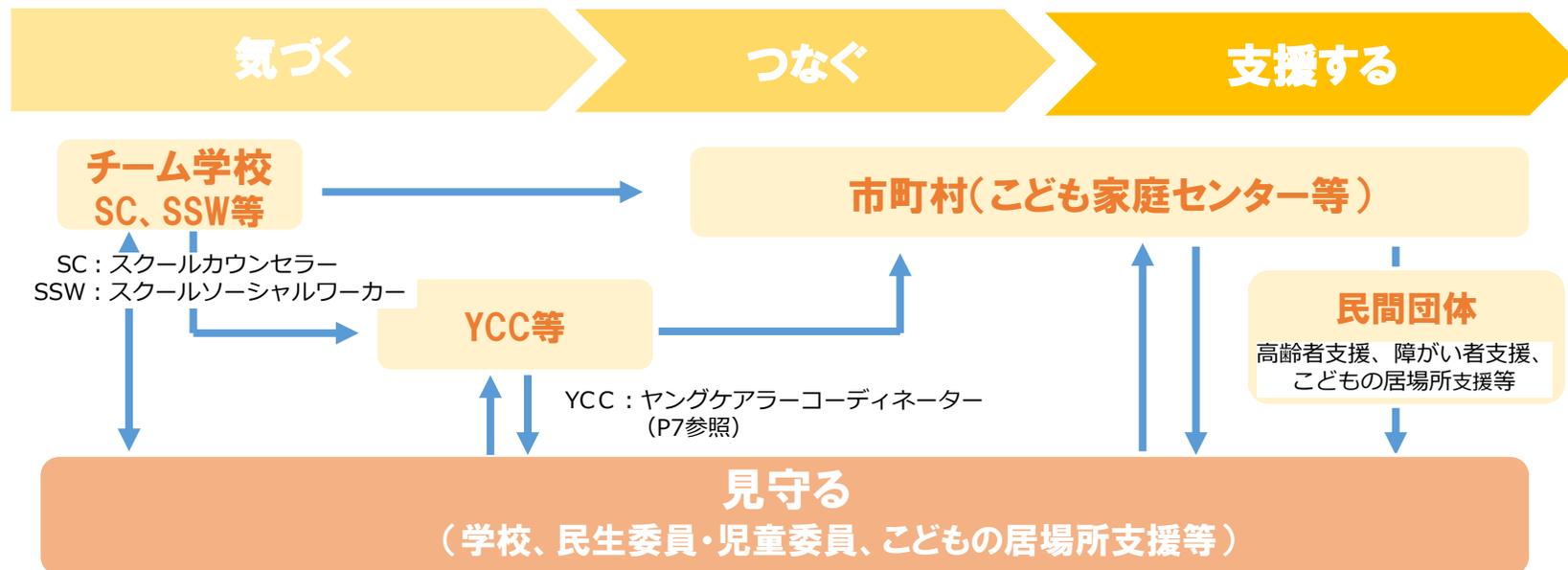
障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

過度な負担による様々な影響



ヤングケアラー支援の流れ

※このハンドブックにおける「支援」とは、学校における気づき・つなぎ・見守りのことであり、直接的な介入支援のことではありません。



ポイント

ヤングケアラーと思われる子どもに**気付く**、**見守る**ほか、他の機関へ**つなぎ**ことが期待されます。

気づく

家庭内の課題は表面化しづらいことから、日頃から子どもの様子を見ている学校の役割が大きいです（異変に気づきやすい）。

子ども本人がケアをすることについてどのように考えているかを確認することが肝要です。

つなぎ

支援に関するニーズを持つヤングケアラーや、何らかの支援が必要と思われるヤングケアラーを、市町村や「宮崎県子ども・若者総合相談センターわかば」などのヤングケアラー支援窓口につなぎます。

「わかば」について詳しくはP7を参照ください。

見守る

支援が一段落した後も、子どもが困ったときにすぐに支援に入れるよう見守りを行います。

学校のみでの見守りが難しい場合は、地域の民間団体と連携しながら見守りを行います。

ヤングケアラー支援方法例（気づく）

- 県の調査（令和4年度）では小学6年生と中学2年生の約26人に1人が、高校2年生の約31人に1人が「世話をしている家族が『いる』」と回答しています。
- ヤングケアラーは表面化しづらいですが、特別な存在ではなく、**どの学校、どの学級にもいる可能性があります**。
- 家族のケアを担い、過度な負担がかかっている児童・生徒がいる可能性について、**日頃から意識して見守り**を行うことが必要です。
- 早期に気付くため、学校の教職員は、日頃から支援に係る**研修に参加するなど**、ヤングケアラーの特徴や実情を**正しく理解する**ことが重要です。



家庭との関わり方について

- ◆ 学校が家庭に対して行う支援等は、原則的に保護者の了解や同意を前提とするため、保護者に困難さを表出してもらい、**支援を受け入れてもらうこと**が大切です。
- ◆ しかし、多くの保護者は、学校に率直に困難さを表出することに**抵抗感**を持っています。
- ◆ そのため、学校には、SC、SSW等と連携しながら、市町村やヤングケアラーコーディネーター等に相談し、**家庭からの援助要請を的確に引き出す**ことも求められます。

こどもの意思確認について

- ◆ 学校は、特にこどもに近い存在であり、こどもの困難に気づくチャンスが多く、支援もしやすい立場にあります
- ◆ こども本人がケアをすることについてどのように考えているかを確認することが肝要であり、それらを通して、こどもが支援に対してどのようなニーズを持っているのかを理解します。
- ◆ 中には、支援が必要であっても必要と答えないこどもや、支援の必要性に気がついていないこどもがあり、他方、支援者側が必要と考えていても、こどもにとってはその支援が（今は）必要ではないと感じる場合もあります。**こどもの想いに寄り添い**ながら確認することが重要です。

ヤングケアラー支援方法例（つなぐ）

- 教職員がヤングケアラーの特性を踏まえて子ども本人や保護者と接することで、家庭におけるこどもの状況に気付き、必要に応じて**学校における会議等において情報を共有**します。
- 支援が必要なヤングケアラーの可能性のある子どもを見つけた場合には、**SCやSSW等と連携して市町村の福祉部門等を通じて必要な支援につなげる**ことが求められます。

参考

以下の「気づきツール」でチェックが入る場合は関係機関へ相談することも含めて対応を検討してください！

【ヤングケアラー気づきツール(大人向け) (※)】

確認項目	チェック
本来大人が担うと想定されているような家族へのケアや家事を日常的に行っている様子があるか	<input type="checkbox"/>
子どもが行う家族へのケアや家事を一緒にしている人や、頼りにできる人がいるように見受けられるか(見受けられない場合にチェック)	<input type="checkbox"/>
家族へのケアや家事によって学校に通えていない、または遅刻や早退が多いように見受けられるか	<input type="checkbox"/>
家族へのケアや家事が理由で、そのこどもの心身の状況に、心配な点が見受けられるか	<input type="checkbox"/>
子どもが家族に必要以上に気を遣っているように見受けられるか	<input type="checkbox"/>

「気づきツール」の詳しい使い方は国の作成しているガイドブック(※)に詳しく記載しています。

アセスメントツールの活用の際に注意する点等もありますので、学校独自に使う場合は一度国のガイドブック(※)をご覧くださいことを推奨します。

1項目以上チェックが入る場合

まずは学校内で対応可能か検討を行ってください。

難しい場合は市町村や「わかば(P7)」などに相談し、連携して対応を行います。

「わかば(P7)」は不登校やいじめなどの相談も総合的に受けています。
ヤングケアラーか分からない場合でも是非相談してください。

こどもの家庭に入ることが困難な場合等、宅食事業などの福祉制度の活用が有効と思われます。

ヤングケアラー支援方法例（見守る）

市町村などが主体となり、こどもの支援の方針を作成し、支援を開始した後は、関係機関と共にモニタリングを実施します。

見守りの流れ

- ① こどもに支援を行った場合は、支援実施状況を市町村などの機関が中心となりモニタリングし、関係機関・部門（学校も含まれる）と進捗を共有します。
- ② 見守りを行い、フォローアップの必要がなくなったことを関係機関等とも相談しながら確認して、支援を終えます。
- ③ ヤングケアラーが困ったときに相談できるよう、こどもに寄り添える体制が整備されていることが推奨されます。こどもに寄り添うのは公的機関だけではなく、民間団体の場合もあります。
- ④ 家族のケアが終わった場合であっても、それまで長期にわたって過度な負担が続いた結果、深く傷ついているこどもがいることから、ヤングケアラーの状態でなくなったとしても、一人のこどもとして、支援が必要な場合があります。

ポイント

ケアラーではないかという疑いの段階で相談・支援を始めたケースで、ケアラーの要因が認められない場合は、一定の見守り期間を設けた上で終結としている自治体もあります。

※ ヤングケアラーの「疑い」の段階でも相談機関に相談するなど、何かしらのアクションを起こすことは必要です。

ポイント

支援を行いヤングケアラーの状態が解消しても、こどもへの支援が必要な場合があります。そのような意味でも継続的な見守りは必要です。

市町村などの関係機関とも協力し、学校での見守りだけでは実態の把握ができない場合は、民生委員・児童委員やこどもの居場所支援等の民間団体を活用するなど、関係機関と上手く連携して見守りを行います。

ヤングケアラー支援に関わる関係機関



とてあえずここに相談！

- ・気になる子どもがいるけど家庭の状況が分からない、、、
- ・学校だけでは解決できなさそうだけどどこに相談したら良いか分からない、、、

市町村

こども家庭センターなどによりヤングケアラー支援を行います。その他、市町村によっては宅食事業や家事支援事業など、子どもやその家庭との信頼関係を構築するうえで有用な制度を運用しているところもあります。

市町村の
ヤングケアラー
相談窓口一覧



子ども・若者総合相談センター

「わかば」

県の委託によりこども・若者やその家族からの相談を受けています。

また、相談に対応し適切な機関に繋いだり、研修や講演会を実施したりするヤングケアラーコーディネーターを配置しています。

わかばHP



「わかば」はヤングケアラー以外の相談も総合的に受け付けています。

悩んだらまずは相談してください。



おすすめ！

宮崎県のヤングケアラー支援機関&支援制度一覧！

ヤングケアラー支援に携わる関係機関と支援制度の一覧を掲載しています。是非御活用ください！



宅食事業

支援の必要な子どもの家庭を訪問して状況の把握を行うと共に食事提供などの支援を行います。

※市町村によっては実施していないところがあります。(次ページ参照)

こども家庭庁のヤングケアラー特設サイト

ヤングケアラー当事者へのインタビューや教育関係者向けの情報も掲載されています。



国のマニュアル等

ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック



児童福祉部門と教育分野に焦点を当てた市区町村におけるヤングケアラー 把握・支援の運用の手引き



多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル



宮崎県内 こども宅食団体一覧（一部）

団体名	電話番号	メールアドレス
フードバンクみやざき（一社）LALASOCIAL)	0985-24-9579	miyazakifoodbank@gmail.com
特別非営利活動法人 らしく	0986-77-1840	info@rashiku.or.jp
子どもネットワークのべおか	0982-20-2568	kodomo.network.n@gmail.com
@pocket	090-9758-8531	rin2020.10@outlook.com
一般社団法人日向子ども研究所絆	090-2507-8200	kizuna_m2005@yahoo.co.jp
えびの市社会福祉協議会	0984-35-2800	-
三股町社会福祉協議会	0986-57-7337	cm-nagano@ca.wakwak.com
株式会社水ノ月	090-5734-9466	main@kminaduki.com
高鍋町社会福祉協議会	0983-22-4076	takanabe-shakyo@proof.ocn.ne.jp
都農町社会福祉協議会	0983-25-0048	-
国富町社会福祉協議会	0985-75-6267	-